平成２８年（フ）第５８号
北九州市八幡西区浅川２丁目７番30―302号
破産者　岡崎理奈子
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２６４号
佐賀県杵島郡大町町大字大町4966番地３
破産者　松尾多希子（旧姓中尾）
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
佐賀市水ヶ江５丁目３番10号　ヴィラーハラダ101号
破産者　川畑　邦彦
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
熊本市中央区帯山２丁目８番28号
破産者　浦上　俊明
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
鹿児島県日置市伊集院町徳重573番地１　パームヒルズマンション401
破産者　島田　正徳
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２４号
鹿児島県日置市伊集院町下神殿1192番地　市営下神殿住宅２号棟301
破産者　渋谷　洋市
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２５号
鹿児島県日置市伊集院町下神殿1192番地　市営下神殿住宅２号棟301
破産者　渋谷　真弓
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６８号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字諸鈍174番地
破産者　迫水　惠子
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第６９号
宮城県多賀城市城南１―18―34レオパレスシオンＢ―206号、開始決定時の住所新潟県長岡市上除町甲2316―１レオパレスＢＲＯＳ１201号
破産者　山下　義一
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目２番18号　ウエストビレッジ
破産者　蓑島三重子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１２１号
北海道苫小牧市桜木町２丁目31番24―203号
破産者　西村　栄朗
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１１号
青森県八戸市石堂１丁目24番21号　サクラコーポ城北10号
破産者　上村　修二
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３５２号
盛岡市北天昌寺町14番68号
破産者　寺岡　貞吉
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６８９号
宮城県白石市福岡長袋字久保２番地10、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区八木山南３丁目９番地の22　八木山トマト舘106
破産者　佐藤　重信
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７８７号
宮城県宮城郡松島町松島字町内23番地の２、従前の住所岩手県二戸市福岡字落久保22―１天狗山コート202号室
破産者　後藤　嘉則
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
茨城県水戸市渡里町2906番地の１　ラ・フォンテーヌＢ棟201号
破産者　藤木　純市
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３８２号
茨城県那珂市菅谷4012番地
破産者　須加野　茂
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４８号
茨城県龍ケ崎市南中島町101番地５
破産者　田代　　誠
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
新潟県長岡市西津町3840番地22
破産者　細川　　忠
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係